



2022 年度(R4)通常総会

特定非営利活動法人鳳雛塾



日時 2022 年(令和 4 年)6月2日(木) 18 時 30 分～
場所 オプティム・ヘッドクォータービル 2F 大会議室

本 社/事務所

〒840-0027 佐賀市本庄町大字本庄 1 番地

オプティム・ヘッドクォータービル 2F

TEL/FAX 0952-20-3611

Web <http://www.housuu.jp>

E-MAIL info@housuu.jp

特定非営利活動法人鳳雛塾

2022 年度(R4)通常総会 式次第

1. 開会挨拶
2. 定足数の確認
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 書記選出
6. 議案審議
 - 1) 第1号議案 2021(R3)年度事業報告の件
 - 2) 第2号議案 2021(R3)年度収支決算の件
 - 3) 第3号議案 2021(R3)年度監査報告の件
 - 4) 第4号議案 2022(R4)年度事業計画の件
 - 5) 第5号議案 定款変更の件
 - 6) 第6号議案 新規拠点(物件賃貸)の件
 - 7) 第7号議案 理事 1 名増員の件
 - 8) 第8号議案 2022(R4)年度収支予算の件
7. 事務局からの連絡事項等
8. その他
9. 閉会

ごあいさつ

NPO法人鳳雛塾は、2005年(平成17年)3月31日に設立総会(第1回総会)を開催し、同年6月22日に法人登記しました。NPOの設立から丸17年、当法人の前身でありますSAGAベンチャービジネス協議会を創立した1997年11月から通算しますと今年で25年目を迎えております。設立以来、一貫して起業家精神をはぐくむ人材育成活動を通して、佐賀県地域経済活性化のために尽力してまいりました。こうした活動が継続できておりますのも皆様方のご尽力のお蔭と感謝申し上げますとともに、個人会員ならびに団体賛助会員皆様方の温かいご支援、ご協力のものと心より感謝申し上げます。

さて、昨年度の活動につきましては、「起業家精神を養うための教育(起業家教育)」事業を積極的に展開し、小学生から中学生、高校生、専門学校生、短大生、大学生そして社会人に至るまでのフルラインナップの起業家教育プログラムを展開し、キャリア教育コーディネーターとしては国内でも類を見ない、すべてのステージにおいて起業家精神を持ち備えるための人材育成事業に取り組むことが出来ました。

特に佐賀市を中心に取り組んできましたキャリア教育事業は、前年度に引き続き、佐賀市経済部商業振興課から「令和3年度体験型起業家育成教育推進事業」を佐賀市経済部工業振興課から「起業家育成支援事業」を受託しました。

佐賀大学では(株)オプティムと共同で「がばいベンチャー」西九州大学では社会人基礎力講座と幅広い地域かつ年代にその実績が拡大しています。

また、佐賀県さが創生推進課からの委託事業「佐賀さいこう！企画甲子園」および佐賀県子ども未来課『子どもたちの体験活動「志 taiken」支援事業』による「SAGA 動画アカデミー」を実施いたしました。二年目の受託事業としては佐賀市経済部工業進課より「佐賀市ビジネスプランコンテスト」と佐賀県企画部より「薩長土肥青少年交流事業」を受託しました。

資金面においては佐賀県の「ふるさと納税 NPO 支援」の活用により多くの支援を頂くことができました。

今年度につきましては、これまでと同様、小中学生のキャリア教育事業につきましては佐賀市経済部商業振興課の支援および佐賀県教育委員会からのご協力を頂きます。高校生・大学生向け起業家育成支援においては佐賀市経済部工業振興課から支援を頂きます。佐賀大学をはじめ西九州大学など高等教育機関でのキャリア教育事業も充実していく所存です。また、佐賀県からの委託事業などを通し、産学官の強固な連携を構築しながら「すべての人たちに起業家精神を！」、「つながりの中で育む教育」をミッションとして掲げ、地域の人たちをつなぐコーディネーターとして事業に取り組んでいく所存です。皆様方の暖かいご支援、ご指導をよろしく願いたします。

理事長 飯盛 義徳

第1号議案 2021(R3)年度事業報告の件

【事業実施期間】 2021(R3)年4月1日～2022(R4)年3月31日

【事業の成果】

2021(R3)年度は、佐賀県内の子どもたち(小・中・高校生・専門学校生、短大生、大学生)向けに起業家精神を養成することを目的としたキャリア教育事業を例年同様の主力事業として実施しました。そのほか活動の拠点としている佐賀大学を中心とした産学官連携推進事業や地域活性化事業などについては、他機関と密接な連携を構築しながら事業を展開してきました。これらの事業については、佐賀市をはじめ、佐賀県などの地方公共団体より支援を受けながら実施しました。なお、2021(R3)年度に実施した事業は以下の通りです。

1. 特定非営利活動に関する事業

事業名	定款上の事業項目	事業内容	実施時期	実施場所	対象者(収益)
① 鳳雛塾事業	人材育成事業 普及啓発事業 研究開発事業 情報発信事業	第21期鳳雛塾の実施	21年8月 ～ 21年12月	佐賀市	大学生 社会人 ほか (128,000円)
② キャリア教育事業	人材育成事業 普及啓発事業 研究開発事業 情報発信事業	小学生・中学生・高校生、専門学校生・短大生・大学生向け起業家精神涵養教育(キャリア教育)の実施	21年4月 ～ 22年3月	佐賀市 小城市 神崎市 他	小学生 中学生 高校生 短大生 大学生 等 (6,125,836円)
③ 地域情報化推進事業	人材育成事業 普及啓発事業 情報発信事業	地域情報化、地域活性化のための活動	21年4月 ～ 22年3月	佐賀市	社会人 先生等 (0円)
④ 産学官連携推進事業	各種相談・調査事業 普及啓発事業 情報発信事業	佐賀県や佐賀大学等が主催する事業への後援や協力を実施	21年4月 ～ 22年3月	佐賀市	社会人 学生 地域住民等 (14,554,793円)
⑤ その他の事業	各種相談・調査事業 情報発信事業	事業PRや大学生向けの各種支援活動を実施	21年4月 ～ 22年3月	佐賀市	学生 地域住民等 (62,804,199円)

特定非営利活動の受託事業など

事業区分	事業名 (委託元)	委託金額 (会計区分)	備考
②	令和3年度体験型起業家育成教育推進事業 (佐賀市経済部商業振興課)	2,000,000円 (収益事業)	小中のキャリア教育
②	起業家育成支援事業 (佐賀市経済部工業振興課)	3,000,000円 (収益事業)	高校/大学/社会人対象
④	第5回佐賀さいこう!企画甲子園 (佐賀県さが創生推進課)	6,950,753円 (収益事業)	高校生対象
④	佐賀市ビジネスプランコンテスト (佐賀市経済部工業振興課)	4,000,000円 (収益事業)	社会人対象
④	薩長土肥青少年交流事業 (薩長土肥同盟推進協議会(佐賀県政策課))	462,000円 (収益事業) (1,517,000)	コロナの為に中止 準備のための一部入金 高校生対象
④	Dx21 佐賀県市町 (佐賀県政策課)	1,485,000円 (収益事業)	県市町職員対象
②	脊振中起業家事業	80,000円 (収益事業) (その他委託)	中学対象
②	西九州大学講師 (永原学園)	(収益事業) (その他委託)	大学生対象 5学部的一年生対象に 社会人基礎力講座を各 2コマ
②	小城中起業家授業 (小城中学校教育友会)	300,000円 (収益事業) (その他委託)	中学生対象 二年生を対象に地域活 性化プランニングの授業 コーディネート
④	アカデミー事業 (佐賀県こども未来課)	500,000円 (補助金) (非収益事業)	小、中学生対象
⑥	ふるさと納税事業 (佐賀県県民協働課)	62,244,500円 (交付金) (非収益事業)	
⑤他	講師委員活動	(非収益事業)	

<講師委員活動の詳細>

講師謝金

マナー講座 中学校 9校

附属中 30,000円 思斉中 33,000円 城西中 33,000円 諸富中 33,000円
鹿島西部中 33,000円×2 大和中 33,000円 昭栄中 33,000円 芦刈中 30,000円
千代田中 33,000円

講師謝金 高校 2校

佐賀商業 9,250円 牛津高校 21,886円

委員手当

佐賀市教育委員会評価委員会 11,260円

大町町教育委員会評価委員会 10,602円

佐賀市市民総参加子ども育成運動推進委員会 5,240円

その他

オプティムバンクテクノロジーの県職員研修サポート 110,000 円

(7)その他

①賛助会員会費収入(200,000 円)

佐賀銀行営業企画部 200,000 円

<ふるさと納税事業の詳細>

	2021 年
4 月	1,765,000
5 月	2,735,000
6 月	4,640,000
7 月	2,545,000
8 月	3,535,000
9 月	3,975,000
10 月	5,720,000
11 月	6,330,000
12 月	32,145,000
1 月	2,025,000
2 月	1,315,000
3 月	1,380,000
合計	66,730,000

第2号議案 2021(R3)年度収支決算の件

法人名： 特定非営利活動法人 鳳雛塾

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	97,375,064		
未収金	6,750,753		
流動資産合計		104,125,817	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	271,703		
有形固定資産計	271,703		
固定資産合計		271,703	
資産合計			104,397,520
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,153,109		
未払消費税等	540,800		
未払法人税等	81,000		
預り金	186,535		
流動負債合計		5,961,444	
負債合計			5,961,444
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		79,223,897	
当期正味財産増減額		19,212,179	
正味財産合計			98,436,076
負債及び正味財産合計			104,397,520

法人名： 特定非営利活動法人 鳳雛塾

活動計算書

令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	37,000	
賛助会員受取会費	200,000	237,000
2. 受取寄付金		62,355,570
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体補助金		500,000
4. 事業収益		
教育事業受託収益	18,093,453	
その他事業収益	1,358,040	19,451,493
5. その他収益		
受取利息	580	
雑収益	1,068,185	1,068,765
経常収益計		83,612,828
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	17,599,901	
臨時雇賃金	464,460	
法定福利費	2,810,873	
人件費計	20,875,234	
(2) その他経費		
ふるさと寄付金返礼品費	23,001,532	
業務委託費	1,917,715	
諸謝金	3,322,000	
印刷製本費	25,527	
旅費交通費	374,957	
通信運搬費	1,086,775	
消耗品費	1,190,150	
水道光熱費	41,321	
賃借料	458,070	
減価償却費	207,741	
保険料	32,478	
租税公課	1,060,950	
支払手数料	202,714	
寄付金	286,323	
広報費	1,627,415	
雑費	371,669	
その他経費計	35,207,337	
事業費計		56,082,571
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	3,015,548	
臨時雇賃金	212,026	
法定福利費	481,612	
福利厚生費	34,794	
人件費計	3,743,980	
(2) その他経費		
業務委託費	3,489,000	
諸謝金	180,000	
旅費交通費	60,505	
通信運搬費	47,840	
消耗品費	71,268	
水道光熱費	7,079	
減価償却費	35,594	
保険料	5,565	
諸会費	12,000	
租税公課	91,800	
支払手数料	5,575	
研修費	460,800	
雑費	107,071	
その他経費計	4,574,097	
管理費計		8,318,077
経常費用計		64,400,648
当期経常増減額		19,212,180
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 固定資産除却損		1
経常外費用計		1
税引前当期正味財産増減額		19,212,179
当期正味財産増減額		19,212,179
前期繰越正味財産額		79,223,897
次期繰越正味財産額		98,436,076

法人名：特定非営利活動法人 鳳雛塾

財産目録

令和4年3月31日現在

(単位：円)


科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手持ち現金	33,930	
佐賀銀行普通預金	97,341,134	
未収金		
佐賀県	6,650,753	
佐賀市	100,000	
その他流動資産		
流動資産合計		104,125,817
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン3台	92,722	
LAN設備	116,280	
液晶プロジェクター	62,701	
固定資産合計		271,703
資産合計		104,397,520
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
3月分給料	1,237,532	
3月分社会保険料	474,294	
R3年度分車両費	134,238	
3月分業務委託費	466,330	
3月分返礼品代金	2,754,945	
その他経費	85,770	
未払消費税等		
未払消費税等	540,800	
未払法人税等		
法人住民税均等割	81,000	
預り金		
源泉所得税、住民税	186,535	
流動負債合計		5,961,444
負債合計		5,961,444
正味財産		98,436,076

第3号議案 2021(R3)年度監査報告の件

監 査 報 告 書

2022年 5月 25日

特定非営利活動法人鳳雛塾
理事長 飯盛義徳 殿

監事 友廣一雄 

特定非営利活動法人鳳雛塾の定款15条4項の規定に基づき、令和3年度における監事監査を実施したところ、次の通りであったので報告いたします。

記

1. 実施日時 2022年 5月 25日 (水)
2. 実施場所 オプティム・バンクテクノロジーズ(株)
佐賀市本庄町本庄1番地オプティム・ヘッドクォータービル3F
3. 立会人 横尾 敏史
4. 関係書類 決算書、総勘定元帳、預金通帳、領収書等
5. 監査結果

監 査 事 項	意 見
理事の業務執行状況	適当
法人の財産状況	適当
法人の会計処理	適当
総 括	適当

以 上

第4号議案 2022(R4)年度事業計画の件

【事業実施の方針】

2022年度の事業につきましても、当法人の主力事業となる起業家教育事業を核に、「すべての人たちに起業家精神を！」「つながりの中で育む教育」を目標に掲げ、事業を実施する方針です。

収益源としてもふるさと納税 NPO 支援を活用します。佐賀市と連携した小中高生向け起業家教育(キャリア教育)、大学生社会人向けのビジネススクールの土台を固めながら、昨年受託した佐賀県市町職員向けの研究会をはじめ社会人向けの事業の積極的に展開を図っていきます。

【事業の実施に関する事項】

1. 特定非営利活動に関する事業

事業名	定款上の事業項目	事業内容 (詳細後記)	実施 時期	実施 場所	対象者
鳳雛塾 事業	人材育成事業 普及啓発事業 研究開発事業 情報発信事業	大学生・社会人向けビジネススクール(ケースメソッド)の開催 第21期鳳雛塾	‘22年4 月～ ‘23年3 月	佐賀 市	社会人 および 大学生
キャリア教育 事業	人材育成事業 普及啓発事業 研究開発事業 情報発信事業	小学生・中学生・高校生 向け起業家精神涵養教育(キャリア教育)の実施 短期大学、大学での起業 家精神涵養教育の実施 企業等向けキャリア支援 事業	‘22年4 月～ ‘23年3 月	佐賀 県内	小学生 中学生 高校生 専修学 校生 先生 社会人 等
地域情報化推進 事業	人材育成事業 普及啓発事業 情報発信事業	佐賀県および関連団体等 が主催する「地域情報化 推進活動」等への協力	‘22年4 月～ ‘23年3 月	佐賀 県内	社会人 学生等
産学官連携推進 事業	各種相談・調査 事業 普及啓発事業 情報発信事業	佐賀県や佐賀大学等が 主催する事業への後援や 協力を実施	‘22年4 月～ ‘23年3 月	佐賀 市	社会人 学生 地域住 民等
創業支援 事業	社会人向けの創 業支援	佐賀市が主催するビジネ スプランコンテストの運営	‘22年4 月～ ‘23年3 月	佐賀 市	社会人 学生等
その他の 事業	各種相談・調査 事業 情報発信事業	事業PRや広報活動、大 学生向けの各種支援活 動を実施	‘22年4 月～ ‘23年3 月	佐賀 市	学生 地域住 民等

<具体的な事業内容>

事業名 (委託元)	委託金額 (会計区分)	
令和4年度体験型起業家育成教育推進事業 (佐賀市経済部商業振興課)	2,000,000円 (収益事業)	小中のキャリア教育
起業家育成支援事業 (佐賀市経済部工業振興課)	3,000,000円 (収益事業)	高校/大学/社会人対象
第6回佐賀さいこう!企画甲子園 (佐賀県さが創生推進課)	6,950,753円 (収益事業)	高校生対象
佐賀市創業気運醸成事業 (佐賀市経済部工業振興課)	4,100,000円 (収益事業)	社会人対象
薩長土肥青少年交流事業 (薩長土肥同盟推進協議会(佐賀県政策課))	1,517,000円 (収益事業)	高校生対象
Dx21 佐賀県市町 (佐賀県政策課)	1,485,000円 (収益事業)	県市町職員対象
脊振中起業家事業	80,000円 (収益事業) (その他委託)	中学対象
西九州大学講師 (永原学園)	115,700円 (収益事業) (その他委託)	大学生対象 5学部の一年生対象に社会人 基礎力講座を各2コマ
小城中起業家授業 (小城中学校育友会)	300,000円 (収益事業) (その他委託)	中学生対象 二年生を対象に地域活性化 プランニングの授業コーディネ ート
ふるさと納税事業 (佐賀県県民協働課)	54,500,000円 (交付金) (非収益事業)	
講師委員活動	389,998円 (非収益事業)	

第5号議案 定款変更の件

1. 変更の理由

当法人は経営環境の変化に的確に対応し、当法人のミッション実現のために新たな拠点（物件賃貸）を設け、特定非営利活動の幅を広げるとともに、またこれまでの特定非営利活動以外にその他事業も行うことで持続的な当法人の運営に努めます。また、総会、理事会におきましても昨今の新型コロナウイルス感染症などの外出規制にも対応できるよう、オンラインによる参加などで柔軟に開催できるようにも努めます。

これに伴い、定款の目的の表現の一部を変更し、その他事業の新設、みなし総会による決議を含めた柔軟な会の開催ができるような変更を行います。

なお、本定款変更につきましては、本総会の決議事項を県より定款変更認証書の交付された時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員 (略)</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、<u>社員</u>総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、<u>社員</u>総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、<u>社員</u>総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会員 (略)</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 社員総会</p> <p>(種別)</p> <p>第21条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。</p>	<p>実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 総会</p> <p>(種別)</p> <p>第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(構成)</p> <p>第 22 条 <u>社員</u>総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第 23 条 <u>社員</u>総会は、以下の事項について議決する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(8) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) <u>事務局の組織及び運営</u></p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>(開催)</p> <p>第 24 条 通常<u>社員</u>総会は、毎事業年度 1 回開催する。</p> <p>2 臨時<u>社員</u>総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(招集)</p> <p>第 25 条 <u>社員</u>総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時<u>社員</u>総会を招集しなければならない。</p> <p>3 <u>社員</u>総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第 26 条 <u>社員</u>総会の議長は、その<u>社員</u>総会において、出席した正会員の中から選出する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(8) 借入金 (1 年以内の短期借入金を除く。第 49 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p><u>(9)</u> その他運営に関する重要事項</p> <p>(開催)</p> <p>第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(招集)</p> <p>第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(定足数)</p> <p>第 27 条 社員総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第 28 条 社員総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(表決権等)</p> <p>第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、<u>オンライン会議システム (web 会議システム) を通じて出席できるほか</u>、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(定足数)</p> <p>第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(議事録)</p> <p>第 30 条 <u>社員</u>総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (<u>オンライン会議出席者</u>、書面又は電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p><u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容</u></p> <p>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p>(3) <u>社員総会の決議があつたものとみなされた日</u></p> <p>(4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 理事会</p> <p>(権能)</p> <p>第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) <u>社員</u>総会に付議すべき事項</p> <p>(2) <u>社員</u>総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他<u>社員</u>総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (開催)</p> <p>(表決権等)</p> <p>第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p>	<p>第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (書面又は電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 理事会</p> <p>(権能)</p> <p>第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (開催)</p> <p>(表決権等)</p> <p>第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、<u>オンライン会議システム（web 会議システム）を通じて出席できるほか</u>、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（<u>オンライン会議出席者</u>、書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 資産及び会計</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、<u>社員</u>総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。</p> <p>(事業計画及び予算)</p>	<p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 資産及び会計</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(事業計画及び予算)</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、<u>社員</u>総会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、<u>社員</u>総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、<u>社員</u>総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、<u>社員</u>総会の議決を経なければならない。</p>	<p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(予備費の設定及び使用)</u></p> <p><u>第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</u></p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第 8 章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 社員総会の決議</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、社員総会において議決されたものに譲渡するものとする。</p> <p>(合併)</p> <p>第 53 条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、</p>	<p>第 8 章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決されたものに譲渡するものとする。</p> <p>(合併)</p> <p>第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

特定非営利活動法人鳳雛塾 定款案 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、法人ホームページを利用して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">附則 (略)</p> <p>附則 (令和 4 年 6 月 2 日総会議決)</p> <p>この定款は、所轄庁の定款変更認証日から施行する。</p>	<p>官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、法人ホームページを利用して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">附則 (略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

第6号議案 新規拠点(物件賃貸)の件

1. 新規拠点設置の理由

佐賀市の中心街に学びを軸とした場づくりを新設し、特定非営利活動の事業展開の幅を広げ、定款の目的の実現を行うために拠点(物件賃貸)の新設を行います。

なお、本物件は佐賀市の掲げる SAGA スマート街なかプロジェクトの中で教育ゾーンでもあり、当法人の新たな拠点として学びを軸とした地域の人々(大学生なども含む)、行政、企業の方々の交流の場として寄与することに努めます。

2. 物件概要

住 所:佐賀県佐賀市白山2丁目 52-54-56 番地

建物構造:鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建のうち1階と 2 階(佐賀銀行旧白山支店)

(新築年月 昭和 42 年 2 月 24 日、車庫増築 昭和 44 年 8 月 7 日)

付属建物:鉄筋造鉄板葺平屋建車庫

1階:239.87 m²(72.56 坪)

2階:263.91 m²(79.83 坪)

※所有は土地、建物ともに株式会社佐賀銀行

背景として、物件については築年数が経過しているが、耐震構造の補強は済み。佐賀銀行が物件の解体も視野に入れていたタイミングでありました。佐賀市の SAGA スマート街なかプロジェクト(教育ゾーン)、および当法人の目的実現のための場づくりにふさわしく、より佐賀市の発展に寄与できると考えられます。このことから、1階と2階を当法人の拠点として活用する流れとなりました。外観などの工事は佐賀銀行、1階、2階の内装(リノベーション)については当法人の費用負担となります。

3. スケジュール

入居開始時期は早くて 2022 年 12 月を予定しています。そのため、物件を活用した特定非営利活動、およびその他事業による具体的な収益事業は 2023 年度以降となります。

4. その他

当法人が利活用する1階、2階のレイアウト案および物件に関わる 2022 年度の資金繰りは次のとおりです。

資金繰表(2022年度)

			【千円】
			2022年度
前年度繰越金			98,436
収入	新規事業	ビジネススクール、賃貸業、広告業など	0
	収入合計		0
	新規事業費	ビジネススクールなどの運営費	0
	賃貸契約に伴う費用(初期費用): 敷金、引っ越し費用、備品など		6,100
	賃貸リフォームに伴う費用(初期費用): リノベーション、設備など		40,000
	賃料など(ランニング費用): 賃料、組合費、水光熱など		5,150
	撤退費用		0
	支出合計		51,250
差引過不足			47,186
翌年繰越金			47,186

※賃料は30万円/月で算出

○初期費用

- ・敷金
- ・礼金(オフィス関係はない場合が多いです)
- ・仲介手数料(不動産屋への支払)
- ・火災保険料
- ・前払賃料
- ・保証委託料(保証会社を利用する場合)
- ・入居工事(内装や通信関係等を賃貸時から変更する場合)
- ・オフィス備品費用(机等新しく購入する場合)
- ・引っ越し費用(既存のものを移設する場合)

○毎月かかる費用

- ・家賃賃料
- ・駐車場賃料(駐車場も契約する場合)
- ・共益費、管理費(ビル共有部分等に関するもの)
- ・光熱費(電気・ガス・水道)
- ・通信費(電話・ネット回線等)

第7号議案 理事1名増員の件

定款第16条により、2022年度理事会で1名の理事を選出しましたので今総会において確認します。また、増員によって就任した理事の任期は、現任者の残存期間(2023年6月24日まで)となります。

1. 理事増員の理由

当法人の今後の事業展開を円滑、かつ幅広に行っていくため。

2. 新規選出する理事

氏名:横尾 敏史(株式会社佐賀銀行営業統括本部本部長代理、NPO 法人鳳雛塾ファウンダー)

第8号議案 2022(R4)年度収支予算の件

収 支 計 算 書 (予算)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 鳳雛塾

(単位：円)

科 目	R4年度予算額	R3年度決算額	差異
事業活動収入の部			
入会金収入	0	0	0
正会員会費収入	40,000	37,000	3,000
賛助会員会費収入	200,000	200,000	0
鳳雛塾事業収入		1,358,040	△ 1,358,040
教育事業受託収入	19,650,560	18,093,453	1,557,107
地方公共団体補助金	0	0	0
民間補助金収入	0	500,000	△ 500,000
寄付金収入	54,500,000	62,355,570	△ 7,855,570
受取利息収入	0	580	△ 580
雑収入	657,998	1,068,185	
事業活動収入合計	75,048,558	83,612,828	△ 8,564,270
事業活動支出の部			
給 料 手 当	19,950,000	20,615,449	△ 665,449
臨 時 雇 賃 金	1,236,000	676,486	559,514
法 定 福 利 費	3,819,048	3,292,485	526,563
福 利 厚 生 費	36,000	34,794	1,206
ふるさと 寄付金 返礼品 費	14,715,000	23,001,532	△ 8,286,532
業 務 委 託 費	9,576,000	5,406,715	4,169,285
諸 謝 金	3,808,500	3,502,000	306,500
印 刷 製 本 費	467,200	25,527	441,673
旅 費 交 通 費	711,960	435,462	
通 信 運 搬 費	2,929,260	1,134,615	1,794,645
消 耗 品 費	2,350,000	1,261,418	1,088,582
修 繕 費	0	0	0
水 道 光 熱 費	52,800	48,400	4,400
賃 借 料	352,281	458,070	△ 105,789
減 価 償 却 費	240,000	243,335	
保 険 料	35,000	38,043	△ 3,043
租 税 公 課	0	1,072,950	△ 1,072,950
研 修 費	0	91,800	△ 91,800
支 払 手 数 料	91,200	208,289	△ 117,089
支 払 寄 付 金	0	747,123	△ 747,123
広 報 費	805,300	1,627,415	△ 822,115
雑 費	909,150	478,740	430,410
事業活動支出計	62,084,699	64,400,648	△ 2,315,949
事業活動支出合計	62,084,699	64,400,648	△ 2,315,949
当期収支差額	12,963,859	19,212,180	△ 6,248,321
前期繰越収支差額	98,436,077	79,223,897	19,212,180
一般正味財産	111,399,936	98,436,077	12,963,859

